

## 上水道検針及び料金徴収等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 案件名、履行場所及び履行期間

(1) 案件名 上水道検針及び料金徴収等業務委託

(2) 履行場所 松茂町内（別紙仕様書のとおり）

(3) 履行期間 令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間とする。

※本業務を円滑に履行するため引継ぎ等に要する履行準備期間は、契約締結日から令和5年6月30日までとする。ただし、履行準備期間に要する費用は、受託者の負担とする。

### 2 仕様について

(1) 当該案件主管課 松茂町上下水道課

電話：088-699-8716

FAX：088-699-2141

(2) 案件の種別 役務

(3) 見積限度額 65,680,000円（3年間の総額・消費税及び地方消費税を含まない）

(4) 最低制限価格 設定していません

(5) 業務委託の内容 ①受付・窓口業務 ②検針業務 ③収納業務 ④滞納整理業務 ⑤開閉栓業務  
⑥下水道に係る業務

(6) 主な仕様 別紙仕様書のとおり

(7) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア 質問書（様式6）を作成し、原則としてファクシミリによる。

※ファクシミリ送信後は、必ず電話にて松茂町上下水道課へ連絡すること。

イ 提出先 松茂町上下水道課

ウ 受付期間 令和5年2月10日（金）午後5時まで

(8) 質問に対する回答は、松茂町公式ウェブサイトに掲載する。

回答日は令和5年2月13日（月）とする。

### 3 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次の①又は②に該当する者

① 松茂町物品等一般競争入札（指名競争入札）及び随意契約参加資格者名簿に登載されている競争入札参加の有資格者で営業種目に（その他）水道検針・料金等徴収業務があること。

② 上記①に該当しない者は、当該参加申込書提出期間終了日までに、上記①の入札参加申込手続きに必要な書類を提出し、松茂町が適当と認めた者。

(3) 検針及び水道料金徴収業務の受託実績（3年以上）があること。

(4) 松茂町の入札参加資格停止期間中でないこと。

(5) 松茂町暴力団等排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置の対象と

なっていない者であること。

- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (8) 当該委託業務について、共同企業体による参加者でないこと。

#### 4 参加申込の手続きに関する事項

- (1) プロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を提出すること。

- ① プロポーザル参加申請書（様式1）
- ② プロポーザル参加資格要件に関する誓約書（様式2）
- ③ 類似業務受託実績調書（様式3）
- ④ 上記③の類似業務受託実績調書に記載した受託実績を証する契約書の写し
- ⑤ 登記事項証明書（写し可）
- ⑥ 直近年度の（国税法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税すべての納税証明書（写し可）

※各種証明類は、申請日より3か月以内に発行されたものに限る。

- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出方法 持参又は郵送。郵送は配達証明付書留郵便とし、提出期限日午後5時必着とする。
- (4) 提出先 松茂町上下水道課
- (5) 提出期間 令和5年2月2日（木）～令和5年2月15日（水）  
午前9時から午後5時まで（ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）

#### 5 参加資格審査及び参加資格審査結果の通知に関する事項

プロポーザル参加申請者から提出された参加申請書等の書類をもとに、プロポーザルへの参加資格の審査を行い、参加申請者に対して、ファクシミリでその結果を通知する。

- (1) 参加資格審査結果通知の発送日 令和5年2月17日（金）
- (2) 参加資格を有すると認められた参加申請者への通知  
プロポーザル参加要請書（様式4）により通知する。
- (3) 参加資格を有しないと認められた参加申請者への通知  
プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式5）により、参加資格を有しないと認められた理由を付して通知する。

※上記（2）又は（3）の通知が、令和5年2月20日（月）正午の時点でも届かない場合は、必ず松茂町上下水道課に問い合わせること。

#### 6 業務提案書の記載内容に関する事項

業務提案書は、下記の事項について記載、添付し作成すること。なお、記載にあたっては、別紙「上水道検針及び料金徴収等業務委託受託候補事業者評価基準」（以下「別紙評価基準」という。）に記載している「評価の着眼点」を参考にし、記載内容は簡潔で明瞭なものとする。

- (1) 会社の設立年月日、所在地、資本金、事業内容、従業員数、沿革等、参加要請者の会社概要が記載された資料

- (2) 直近2か年の会計年度における貸借対照表・損益計算書（写し可）
- (3) 本業務の類似業務に係る受託実績等（契約先、業務内容、契約期間など）一覧が記載された資料
- (4) 地域貢献（地元雇用・貢献活動等）に対する考え方
- (5) 個人情報保護に対する考え方  
※プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム等の認証を取得している場合は、それを証する書類の写しも添付すること。
- (6) 災害危機管理（防災、災害及び事故時）への対応の考え方  
※不測の事態に対応するための賠償保険に加入している場合は、状況が確認できる保険証書の写しを添付すること。
- (7) 業務執行体制及び業務執行計画  
業務執行体制と業務執行計画について、任意様式で作成し添付すること。
  - ・業務執行体制となる組織・従事者配置予定図、業務執行計画（案）
  - ・契約締結から業務開始までの履行準備期間についての業務従事者の確保、研修、引継ぎ等の具体的な体制及びスケジュール
- (8) 社員教育及び指導体制に対する考え方
- (9) 検針業務に対する考え方  
※別紙仕様書に記載の「目標とする誤検針割合の指数」を設定すること。
- (10) 滞納整理業務（給水停止及び解除業務を含む）に対する考え方
- (11) 受付・窓口業務、収納業務、開閉栓業務に対する考え方
- (12) その他の業務提案  
上記(9)～(11)に関する業務以外の業務（以下「その他業務」という。）について受託可能な業務があれば、その業務に関する提案を記載すること。

## 7 業務提案書等の提出等に関する事項

業務提案書等の提出及び作成形態については、下記のとおりとする。

- (1) 業務提案書の提出部数等
  - ① 提出部数
    - ・業務提案書 正本1部、副本7部
  - ② 提出方法  
持参又は郵送とし、郵送は、配達証明付書留郵便とし、提出期限日の午後5時までの必着とする。
  - ③ 提出期間  
令和5年2月20日（月）～令和5年3月3日（金）午前9時～午後5時  
（ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
- (2) 業務提案書等の作成形態
  - ① 業務提案書
    - ・業務提案書の正本及び副本の表紙には、「業務提案書」（様式7）を使用すること。
    - ・業務提案書は、日本語を使用するものとし、日本工業規格A4版縦置き、横書き、左綴り、両面印刷にて本要領の6の(1)から(12)の順で作成し、1部ずつファイルに綴り提出すること。

なお資料等でA3版を使用する場合は、折綴りとする。

② 業務提案見積書

- ・業務提案見積書は、「業務提案見積書」(様式8-1)を使用し、また、業務提案見積書に記載した提案見積金額の積算内訳について、「提案見積金額に係る積算内訳書」(様式8-2)を作成のうえ、業務提案書の最後に添付して提出すること。(副本については、写し可。)
- ・提案見積金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額を記載すること。

(3) その他

- ・業務提案書等の提出後における書類の差替え、追加及び再提出は一切認めない。
- ・業務提案書等の提出書類は、プロポーザルの実施以外の目的に使用しない。また、如何なる理由があっても返却しない。

8 プレゼンテーション及びヒアリングの実施に関する事項

業務提案書の提出後、参加要請者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 実施時期 令和5年3月中旬

(実施日時は決定次第、参加要請者に対して別途通知する。)

(2) 実施場所 松茂町役場

(実施場所は決定次第、参加要請者に対して別途通知する。)

(3) 所要時間 1参加要請者につき

プレゼンテーション 30分以内

ヒアリング 10分程度

(4) 参加人数 1参加要請者につき4名以内

(5) その他

- ・プロジェクターとパソコンを用いたプレゼンテーションを行うことができることとするが、松茂町での準備はプレゼンテーション会場におけるプロジェクターとスクリーンのみとするので、パソコン、アプリケーションソフト又は独自のプロジェクターを使用する場合は、事前に連絡のうえ、参加要請者にて持参すること。
- ・プレゼンテーションによる説明内容は、業務提案書に記載する範囲内とする。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングの実施順は、業務提案書を受理した順とする。

9 受託候補事業者の選定に係る審査に関する事項

(1) 審査機関

受託候補事業者の選定に係る審査は、松茂町職員で構成する「上水道検針及び水道料金徴収等業務委託業者選定委員会」(以下「委員会」という。)で行う。

(2) 審査方法

参加要請者から提出された業務提案書及び業務提案見積書のほか、プレゼンテーション及びヒアリングをもとに、別紙評価基準に基づき評価、採点を行い、委員会委員の合計点数が最も高い参加要請者を受託候補事業者に決定する。

## 10 審査結果

### (1) 審査結果通知

審査結果通知は、審査終了後、速やかに受託候補事業者に決定した参加要請者に対しては「受託候補事業者決定通知書」(様式9)、受託候補事業者に決定されなかった参加要請者に対しては「受託候補事業者非決定通知書」(様式10)により通知する。

なお、審査結果に関する問い合わせや異議申し立ては一切受け付けないこととする。

### (2) 審査結果の公表

審査結果は、松茂町公式ウェブサイトで公表する。なお、公表内容は、受託候補事業者は事業者名及び評価点数、その他の参加要請者は評価点数のみとする。

## 11 プロポーザルの途中辞退

参加申込者は、参加申込書の提出以降、どの時点においても、プロポーザルを辞退することができる。

プロポーザルを辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届」(様式11)を持参又は郵送により提出すること。

なお、参加要請者からの業務提案書等が、本要領の7の(1)③に定める提出期間内に提出されなかったときは、プロポーザルを辞退したものとみなす。

## 12 プロポーザルの失格要件

参加申込者及び参加要請者が次のいずれかに該当する場合は、プロポーザルの参加を取り消す。

- (1) プロポーザルの実施途中において、本要領3に定める参加資格要件を満たさない事由が発覚したとき。
- (2) 本要領の7の(2)の②に定める業務提案見積書の提案見積金額が本要領の2の(3)に定める見積上限額を上回る価格で提案したとき。

## 13 契約締結に関する事項

### (1) 契約締結に向けた協議

別紙仕様書、受託候補事業者の業務提案書及びプレゼンテーション等をもとに、受託候補事業者と契約の締結に向けた契約内容等の協議を行い、合意に達した場合は随意契約により松茂町長と契約を締結する。

### (2) 仕様書の取扱い

契約に添付する仕様書は、契約締結に係る合意内容を反映させるため、別紙仕様書の内容を追加及び変更を行うものとする。

### (3) 次順位者の繰上げ

失格その他の理由により受託候補事業者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、プロポーザル結果において次順位以下の参加要請者のうち、評価点数が上位であった者から順に当該業務についての交渉を行うことができるものとする。

### (4) 契約保証金

- ① 契約に際しては、松茂町水道事業会計規程第55条第1項の規定に基づき、請負代金額(消費税

- 及び地方消費税の額を含む。)の100分の10以上に相当する契約保証金を納めなければならない。
- ② 松茂町水道事業会計規程第55条第2項の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

#### 14 その他の事項

(1) プロポーザルへの参加に係る費用の負担

プロポーザルへの参加に伴う書類の作成、書類提出に係る費用及び旅費その他一切の経費は、すべて参加申込者の負担とする。

(2) 書類の配布等

プロポーザル実施に伴う参加申請書その他すべての書類の配布は、下記の松茂町公式ウェブサイトからダウンロードする方法によるものとする。

また、業務提案書等の作成に係る質問に対する回答及び受託候補事業者の選定結果に係る公表についても松茂町公式ウェブサイトへの掲載とし、その掲載先も下記のとおりとする。

松茂町公式ウェブサイト (<https://www.town.matsushige.tokushima.jp>)

(3) プロポーザル実施担当部署 (問い合わせ先)

〒771-0295

板野郡松茂町広島字東裏30番地

松茂町役場 上下水道課

電 話 : 088-699-8716 ・ F A X : 088-699-2141

E-mail : [suidou@matsushige.i-tokushima.jp](mailto:suidou@matsushige.i-tokushima.jp)